

函館市奨学金返還支援のスケジュール

職員の奨学金返還を支援する企業

- 1 (雇用する前に) 若者応援企業の登録をする
若者応援企業認定申請書等を市へ提出

2 令和6年4月1日以降、対象者を新たに雇用する
雇用開始日から30日以内を目安に、市へ交付対象者認定申請書等を提出する必要があるため、企業は対象者と協力のうえ、申請書等の作成を行い、企業担当者が市へ申請書類を提出。

3 対象者の奨学金返還を支援する
市が定める奨学金返還額の1/3(市上限額年間12万円)以上の支援を行う。 ※保育・介護職を雇用した場合は除く。

4 (対象者と協力のうえ) 補助金交付申請および実績報告を行う
補助金の交付を受けるため、下記期間に対象者が返還した額、企業が支援した額等について、企業は対象者と協力のうえ、申請書等の作成を行い、企業担当者が市へ申請書類を提出。

(時期については、別途お知らせします)

※なお、本事業における支援対象者に対する奨学金返還支援につきましては、令和6年第1回函館市議会議定例会における予算の議決が前提となりますことをご了承願います。